

サブロク協定

労働基準法
第36条に基づく
労使協定

をご存知ですか？

時間外・休日労働を行うには、^{サブロク}36協定が必要です！

「法定労働時間」を超えて、
時間外労働(残業)する場合には、

Point
1

労働基準法
第36条に基づく労使協定
(36協定※)の締結

Point
2

労働基準監督署への届出

が必要です。

※36協定においては、「時間外労働を行う業務の種類」や、「1か月や1年当たりの時間外労働の上限」を決めなければなりません。

★時間外労働の上限規制が導入されます！

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

36協定が
必要



法律による上限(例外)

年720時間
複数月平均80時間※
月100時間未満※
※休日労働を含む

法律による上限(原則)

年360時間
月45時間

法定
時間
外

1日 8 時間

1週 40 時間

法定
時間

使用者と労働者の間で、書面による協定をしてください！



「36協定」を締結する際は、

労働者の過半数で
組織する労働組合

又は

その労働組合が無い場合

労働者の過半数を
代表する者

と使用者の間で、書面による協定をしてください。

Point
1

労働者の過半数とは？

正社員だけでなく、パートやアルバイトなどを
含めた事業場のすべての労働者の過半数で
なければなりません。

Point
2

過半数代表者を選出するには？

選出手続は、労働者の過半数がその人の選出を支持している
ことが明確になる民主的な手続(投票、挙手、労働者による
話し合い、持ち回り決議)がとられている必要があります。

36協定は労働者に周知しなければなりません！

ご不明な点がございましたら、最寄りの労働基準監督署までお気軽にご相談ください。

広島労働局・労働基準監督署